

職員定数条例の改正について

1. 職員定数条例の根拠とその意義

地方公共団体職員の定数（上限数）については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定*により議会の議決事件として、各地方公共団体の条例によるものと定められている。これは、首長による恣意的な職員数の増減を防ぎ、民主的なコントロールと行政の透明性の確保の原則に従うもので、地方公務員法による人事に関する根本基準や会計年度任用職員に関する規定とも関連している。

※

〔職員〕

第 172 条 前 11 条に定める者を除くほか、普通地方公共団体に職員を置く。

(3) 第 1 項の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

2. 条例定数の変遷と改正の理由

角田市の職員定数条例は、町制時代の昭和 29 年 10 月（1 町 6 ヶ村による町村合併時）に施行されている。合併後間もない昭和 30 年 10 月の定数総数 184 人は、その後の市制施行や昭和 40 年代の人口減少を踏まえた企業誘致等施策の実施等による人口増、そしてそれによる行政需要の増加と変化により増加していく、平成元年度には 346 人、平成 6 年度には現在数の 366 人となっている。

実際の職員数は、**資料 2**「職員定数条例による職員定数の変遷等」の下に示すグラフのとおりあるが、平成 9・10 年度の最大数 355 人以降、行財政改革の推進などによりその数を減らし、平成 29 年度の 268 人を底にその後は新たな行政需要等への対応のため数を増やし、令和 7 年 5 月時点での任期付職員を含む職員実数は、300 人となっている。それでも、現定数条例の 366 人と比較すると 66 人多い状況であることから、今後の職員数の増を一定見込んだ上で、当該乖離を是正すべく、減数提案をするものである。

3. 改正内容等

改正の内容は、**資料 3**「職員定数条例の一部を改正する条例の新旧対照表」のとおりであるが、第 1 号の市長の事務部局の職員については、253 人と現数を維持するものとしている。これは、令和 5 年度からの「管理監督職勤務上限年齢制」、いわゆる「役職定年制」により定年を延長される職員が増加していくことを想定している。第 3 号の教育委員会の事務部局の職員は、80 人定数を第 1 号と同様の理由及び新中学校施設整備等を勘案して 45 人とし、第 5 号及び第 6 号は、人事上の不測の事態に対応できるようそれぞれ 1 人増の 3 人とするものである。